

# 公的年金収入がある方の申告について(注意点)

## — 申告の要否について、以下を参考にご確認ください —

### ●所得税の確定申告について

高齢者の負担軽減のため、公的年金等(厚生年金、国民年金、共済年金等)の収入が、400万円以下(複数の年金を受給している場合はその合計額)で、かつ、それ以外の所得が20万円以下であれば、所得税の申告が不要になりました。ただし、年金収入が400万円以下であっても、それ以外の所得が20万円を超える方や、各種控除を追加して所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です。

### ●町県民税の申告について

所得税の申告が不要である方についても、町県民税の申告が必要となる場合や、申告をすることで、次年度の町県民税額が減額になる場合があります。

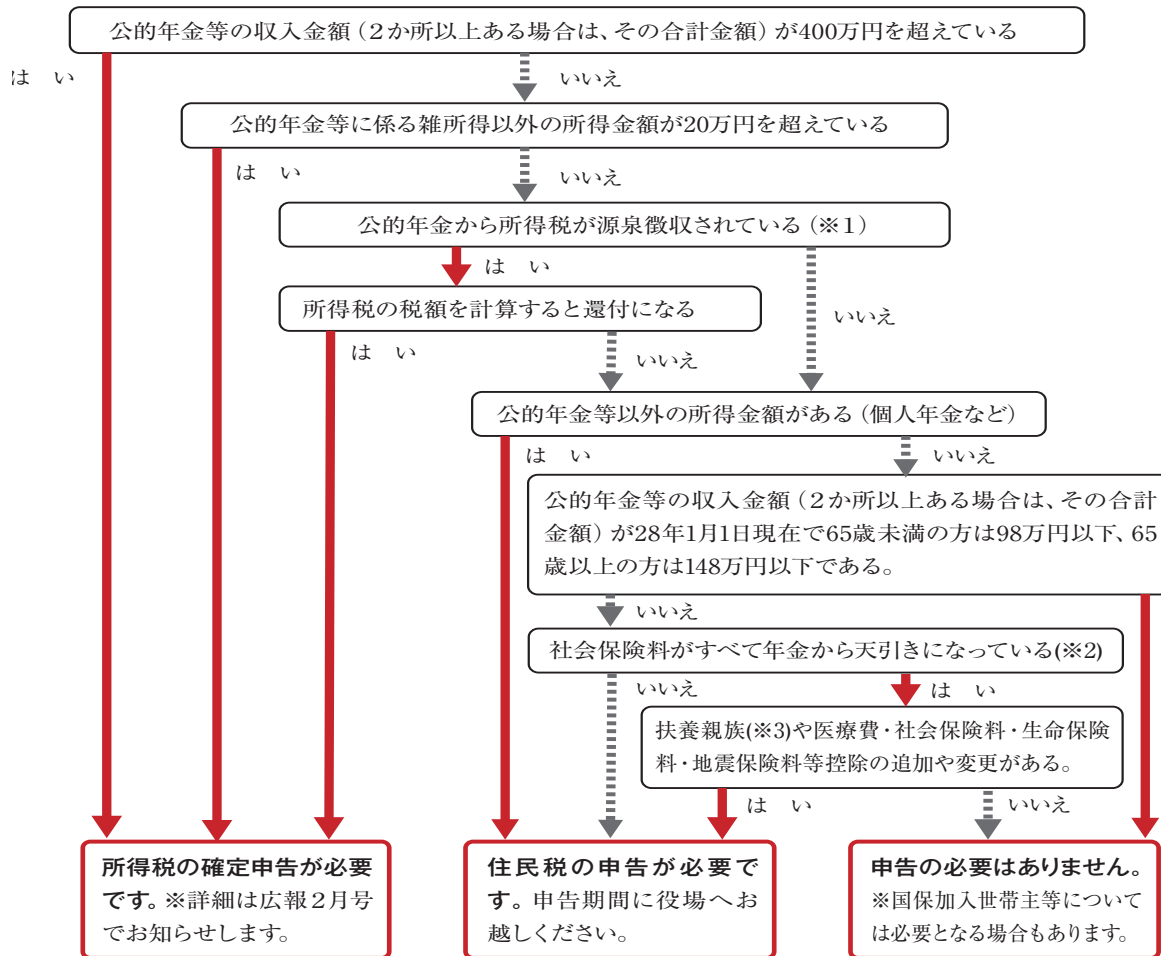
町県民税については、収入が公的年金のみで、27年中の年金収入が平成28年1月1日現在で65歳未満の方は98万円以下、65歳以上の方は148万円以下であれば課税されません。また、収入が遺族年金、障害年金のみの方については申告不要です。

平成27年分 公的年金等の源泉徴収票	
住所または居所	上三川町しらさぎ一丁目〇番地××
支払を受ける者	氏名 上三川 太郎 生年月日 昭和20年1月3日
区分	支払金額 源泉徴収税額
法203条の3第1号適用分	2,020,096円 15,285円
法203条の3第2号適用分	円 円
法203条の3第3号適用分	円 円
年金の種類	本人 控除対象配偶者の有無等
老齢厚生	特別 特別 有 無 有 無 障害者 障害者 障害者 障害者
控除対象扶養親族の数	本人以外の 社会保険料の金額
特定 老人 その他 特別 その他	100,600円
人 人 人 人【人】 人	
(摘要)【社会保険料の内訳】	
介護保険料額	47,600円
後期高齢者医療保険料額	53,000円
支払者	東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

年金から天引きされている所得税額です(※1)。

内容に変更がある場合、申告により変更できます(※3)。

こちらに記載されているのは、年金から天引きされた社会保険料のみです(※2)。



※確定申告をして、還付又は納付になる所得税額は、源泉徴収されている額により変わります。

▶問い合わせ=税務課 住民税係 ☎(56)9122

# 住宅借入金等特別控除の確定申告について

平成27年中に住宅を新築・購入・増改築をして、金融機関や勤務先から借り入れた住宅ローンの返済期間が10年以上である等、一定の要件にあてはまれば「住宅借入金等特別控除」を受けられることができ、所得税が軽減されます。この特別控除を受けるには、新築し、居住を開始した翌年に所得税の確定申告をする必要があります。

## ●確定申告の場所・期間

○マロニエプラザ申告相談会場

▼期間＝2月15日(月)～3月15日(火)の平日、及び2月21日・28日の日曜日

▼時間＝午前9時～午後4時  
上三川町役場(3階)甲生会場

▼期間＝2月16日(火)～3月15日(火)の平日、及び2月21日・28日の日曜日

▼時間＝午前8時30分～午前11時、午後1時～午後4時

## ●申告に必要な書類等

- ①平成27年分の給与の源泉徴収票(原本)
- ②住民票の写し(平成28年1月1日以降に発行したもの)
- ③住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(2か所以上から借入れがある場合はすべて証明書)
- ④工事請負契約書又は売買契約書の写し(契約年月日・契約金額・契約者名・物件記載の

ページと収入印紙が添付してあるページが必要(2枚)

⑤宇都宮法務局交付の最新の家屋の「登記事項証明書」(平成28年1月1日以降に取得したもの)

※権利証(登記済証)は登記事項証明書ではありません。

## 住宅敷地等の取得にかかる借入金がある場合

⑥宇都宮法務局交付の土地の「登記事項証明書」・土地の売買契約書の写し

## 増改築などの場合

⑦建築確認済証の写し、検査済証の写し、又は建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書

⑧印かん

⑨申告者名義の預金通帳口座番号

※①～⑤、⑧、⑨は必ず必要です。⑥、⑦は該当する場合に必要です。

## ▼問い合わせ先＝

税務課 住民税係

☎(56) 91222

# 国民年金～新成人のみなさんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、老後やいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気・ケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

## ●将来の大きな支えになりま

す  
国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもつて運営するため安定して、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

## ●老後のためだけのものではありません

病気や事故等で重い障害が残ったときに受け取ることが

できる年金です。

受け取るためには、納付の要件や障害の程度について年金機構の審査があります。

## ＜遺族基礎年金＞

加入者が亡くなった場合、その人により生計を維持されていた遺族(「18歳未満の子のある配偶者」「18歳未満の子」)が受け取ることができる年金です。受け取るためには、納付月等の要件があります。

●保険料の納付が困難な場合は「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」がありますので、ご相談ください。

## ▼問い合わせ先＝

●保険課 国保年金係

☎(56) 91334

## ●宇都宮西年金事務所

☎(0286)622242881

【平成27年上三川町に関する出来事】4月29日に上三川町、本郷村、明治村が合併してから60周年を迎え、11月に記念式典が行われる。